責務宣誓書

ユニバ株式会社を甲とし、

を乙として、下記の通り乙の責務と、甲が支払う報酬を定める。

対象となる期間

自2019年4月1日 至2020年3月31日

- 1. 甲は、乙に対し、以下に定める報酬を支払う。
 - (1) 役員報酬締切日: 毎月末
 - (2) 役員報酬振り込み日: 翌月10日
 - (3) 変動報酬: なし
 - (4) 保険加入: 厚生年金、健康保険
 - (5) 退職金の権利: 株主総会の決議による

(a) 基本報酬	円/月
(b) 住宅補助	円/月
役員報酬合計 ((a + b) × 12ヶ月)	円/年

乙の責務

- 1. 乙は、甲が価値あるものとして存続するために、その存在意義、価値、目標が、甲のすべての当事者、関係者にとって明らかで、共有されたものとなるよう努める。
- 2. 乙は、甲に関わるすべての当事者、関係者が自らの責務を果たし、甲に貢献するために必要とする支援を行う。
- 3. 乙は、以下に定める人的資源と物的資源について、その用途を自由に決定する。ただし、責務合意書等によって乙以外の者の決定に 委ねられた範囲については、その決定権を尊重し、妨げてはならない。
 - (1) 乙のユニバ株式会社における一切の活動
 - (2) 乙によって購入または導入される資材・サービス
- (3) その他、乙の管理下または影響下に置かれるユニバ株式会社の資産、財産すべて
- 4. 乙は、資源の用途の決定について、求めに応じてその背景、経緯、 意図を説明する義務を負う。
- 5. 乙は、自らの報酬の決定する。また甲に関わるすべての当事者、関係者の求めに応じてその背景、経緯、意図を説明する義務を負う。
- 6. 乙は、以下に定める日数をユニバ株式会社の活動に充てる。

活動日数

(c) 活動日数 200 日/年

上記内容を認める。

年 月 日

